

子ども青少年育成部

堺市社会的養育推進計画について

令和4年改正児童福祉法では、こども等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利擁護が図られた児童福祉施策を推進するための様々な事業が創設されている。こうした背景を受け、令和6年3月12日付けでこども家庭庁より現行計画の見直しにあたっての策定要領が示された。計画期間は、令和7年度から令和11年度までと位置付けられており、今回の策定要領では、一部の項目にしか数値目標が設定されていない点、PDCAサイクルの運用の視点が不十分であるといった点などが改正されており、各項目で適切な指標を設けることとされている。

【計画へ盛り込む項目】

- (1) 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- (2) 当事者であるこどもの権利擁護の取組
- (3) こども家庭支援体制の構築等に向けた取組
- (4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
- (5) 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み
- (6) 一時保護改革に向けた取組
- (7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組
- (8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
- (9) 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- (10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- (11) 児童相談所の強化等に向けた取組
- (12) 障害児入所施設における支援

【スケジュール（予定）】

- | | |
|-----------|-----------|
| 令和6年7月 | 第3回懇話会 |
| 令和6年9月 | 第4回懇話会 |
| 令和7年1月～2月 | パブリックコメント |
| 令和7年3月 | 第5回懇話会 |
| 令和7年3月 | 計画策定 |